

「SARS-CoV-2 核酸検出検査」 実施料改正に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、SARS-CoV-2核酸検出検査の令和4年4月1日以降の検査実施料の取扱いについて、「保険収載価格の見直し」が行われましたのでご案内いたします。

令和4年3月16日付け医療課長通知(保医発0316第1号)にて、「核酸検出(PCR)検査(委託)」について、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえ、激変緩和のための更なる経過措置として、令和4年4月1日から令和4年6月30日まで850点とし、令和4年7月1日に700点とする旨通知されましたので、その改正内容から「SARS-CoV-2核酸検出(PCR)検査」に係る改正内容についてご案内いたします。

敬具

記

■改正内容

●令和4年4月1日より、以下の実施料に改正されます。

検査項目	～12/30	12/31～3/31	4/1～6/30	7/1～
核酸検出(PCR)検査(委託)	1,800点	1,350点	850点	700点
核酸検出(PCR)検査(委託以外)	1,350点		700点	
抗原検出検査(定性)			300点	
抗原検出検査(定量)	600点		560点	

※ SARS-CoV-2核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D-012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-I抗体(ウエスタンブロット法及びラインブロット法)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物学的検査判断料を算定する。

詳細につきましては、医療課長通知(保医発0316第1号)をご参照ください。
URL: https://www.hospital.or.jp/pdf/14_20220316_03.pdf

以上